独立行政法人国立病院機構法案要綱

第一 総則

一目的

この法律は、 独立行政法人国立病院機構の名称、 目的、 業務の範囲等に関する事項を定めることを目

的とすること。 (第一条関係)

二名称

独立行政法人国立病院機構とすること。(第二条関係)

三 機構の目的

独立行政法人国立病院機構(以下「機構」という。)は、 医療の提供、 医療に関する調査及び研究並

びに技術者の研修等の業務を行うことにより、 国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他

の医療であって、 国の医療政策として機構が担うべきものの向上を図り、 もって公衆衛生の向上及び増

進に寄与することを目的とすること。 (第三条関係)

四 特定独立行政法人

機構は、特定独立行政法人とすること。(第四条関係)

五 事務所

機構は、主たる事務所を東京都に置くこと。 (第五条関係)

六 資本金

機構の資本金は、 第六の二により政府から出資があったものとされた額とするほか、 政府は、 予算で

定める金額 の範囲内において、 機構に追加して出資することができること。 (第六条関係)

第二 役員

一 役員

機構に、 役員として、その長である理事長及び監事二人を置くとともに、 副理事長一人、 常勤の理事

五人以内及び非常勤の理事八人以内を置くことができるものとすること。 (第七条関係)

一 役員の任期

理事長及び副理事長の任期は四年とし、 理事及び監事の任期は二年とすること。 (第九条関係)

三 その他

役員の職務及び権限、 役員の欠格条項の特例その他所要の規定を設けるものとすること。

第三 業務等

業務の範囲

1 機構は、 第一の三の目的を達成するため、次の業務を行うこと。 (第十三条第一項関係)

医療を提供すること。

医療 に関する調査及び研究を行うこと。

医療 関する技術者の研修を行うこと。

(4)(3)(2)(1) ((1から3までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。)) に

2 機構は、 1の業務のほか、1の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、
 設備、 器械及

び器具を、 機構に勤務しない医師又は歯科医師の診療又は研究のために利用させることができるもの

とすること。 (第十三条第二項関係

施設別財務書類

機構は、 毎事業年度、施設ごとにその財務に関する書類を作成し、これを厚生労働大臣に提出すると

ともに、 厚生労働大臣による厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見聴取を経て、 一定の期間各事

務所及び各施設に備えて置き、 一般の閲覧に供しなければならないものとすること。(第十四条関係)

\equiv 積立金の処分

機構の積立金の処分について所要の規定を設けるものとすること。(第十五条関係)

四 長期借入金及び独立行政法人国立病院機構債券

1

機構は、

施設の設置等に必要な費用に充てるため、

又は独立行政法人国立病院機構債券(以下「債券」という。)を発行することができること。 へ 第

厚生労働大臣の認可を受けて、

長期借入金をし

十六条第一項及び第二項関係)

2 政府は、 国会の議決を経た金額の範囲内において、 機構の長期借入金又は債券に係る債務について

保証することができること。(第十七条関係)

3 機構の長期借入金及び債券の償還計画その他所要の規定を設けるものとすること。

第四 雑則

緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求

厚生労働大臣は、 災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危

害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、 機構に

対し、第三の一に規定する業務のうち必要な業務の実施を求めることができるものとすること。

(第十

九条第一項関係)

二 その他

医療法その他の法令について機構を国とみなして準用することその他所要の規定を設けるものとする

こと。

第五 罰則

所要の罰則規定を設けるものとすること。 (第二十三条関係)

第六 附則

この法律は、平成十五年十月一日から施行するものとすること。ただし、四から六までに掲げる事項

Ιţ 同日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

附則第一条関係)

機構の成立の際現に国が有する国立病院及び国立療養所の所掌事務に関する権利及び義務は、 一定の

も のを除き、 機構が承継するものとし、 承継される一定の資産 の価額から承継される一定の負債 の 価 額

等を差し引いた額は、 政府から機構に対し出資されたものとすること。 (附則第五条関係

三 機構は、 第三の一の業務のほか、 当分の間、 一定の施設の移譲、 統合又は廃止に係る業務を行うもの

とすること。 (附則第七条関係)

匹

国立病院特別会計について、国立高度専門医療センターを経理する特別会計として再編し、 名称を国

所要の経過措置を設けるものとすること。

十条から第十二条まで関係)

立高度専門医療センター 特別会計とするとともに、

五 国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律を廃止し、 所要の経過措置を設けるものとすること

。(附則第十四条及び第十五条関係)

六 厚生労働省設置法その他関係法律について所要の改正を行うものとすること。

七 その他所要の経過措置を規定すること。

(附則第